

入会金及び会費に関する規程

平成 23 年 6 月 30 日制定
平成 24 年 6 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 31 日改正
平成 29 年 6 月 30 日改正
平成 30 年 6 月 29 日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 11 条に定める入会金及び会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 入会金

(入会金の額)

第 2 条 定款第 11 条第 1 項に定める正会員の入会金は、500 万円とする。

(合併等に伴う入会金の取扱い)

第 3 条 正会員が合併し、合併会社が新たに正会員として入会しようとする場合には、入会金を免除する。また、正会員からその業務の殆どを譲り受けて、新たに正会員として入会しようとする場合も同様とする。

(入会金の納入方法等)

第 4 条 第 2 条に定める入会金は、本会の請求に基づき入会日（入会の承認があった日又は本会が指定した日をいう。以下同じ。）の翌営業日から起算して 3 営業日目までに納入するものとする。ただし、当該正会員からやむを得ない事情により 3 営業日目までに納入することが困難であるとして、あらかじめ本会に申し出があった場合であって、本会が認めた場合には、本会が指定する日までに納入することができる。

2 本会は、前項の規定に基づき納入された入会金は、返還しない。

第 3 章 会 費

(正会員の会費)

第 5 条 定款第 11 条第 2 項に定める正会員の会費は、均等会費及び変動会費の合計額とする。

2 前項に定める正会員の会費は、正会員会費総額（本会の毎事業年度予算における支出総額から

資産の運用益、事業収入及び賛助会員の会費収入等の見込み得る収入を控除した額をいう。以下同じ。)を基礎として計算する。

(均等会費)

第6条 均等会費は、正会員会費総額の15%の額(以下「均等会費総額」という。)を直前事業年度末の正会員数で除した額とする。

2 第9条第2号イの規定に基づき新規入会正会員の均等会費を減額した場合には、前項の規定にかかわらず、減額した額を前項の定める方法により計算された新規入会正会員以外の正会員の均等会費の合計額に加算し、加算後の合計額を新規入会正会員以外の正会員の会社数で除した額を、新規入会正会員以外の正会員の均等会費とする。

(変動会費)

第7条 変動会費は、正会員会費総額から均等会費総額を控除した額(以下「変動会費総額」という。)を、正会員の直前事業年度の投資信託(金融商品取引法第2条第1項第10号に定める外国投資信託を含む。以下この項において同じ。)の純資産総額及び投資法人資産運用額の合計額(以下「純資産総額等」という。)の総額に対する各正会員の純資産総額等のシェアにより按分した額とする。なお、純資産総額等には、私募の投資信託及び投資法人の純資産総額等を含むものとする。

2 前項に定める直前事業年度の純資産総額等は、直前事業年度の毎月末の純資産総額等の平均額とする。この場合、直前事業年度に入会した正会員の純資産総額等の平均額は、入会日の属する月から直前事業年度末の月までの月末の純資産総額等の平均額とする。

3 前項に定める純資産総額等の平均額の計算に当たっては、投資信託の毎月末の純資産総額を、株価指数連動型上場投資信託その他これに類する上場投資信託、並びにMR F等の日々決算型の公社債投資信託は8分の1、公社債投資信託等(日々決算型の公社債投資信託以外の公社債投資信託(私募の公社債投資信託を含む。))及び公社債等運用投資信託をいう。以下同じ。)は4分の1、私募の株式投資信託は2分の1として計算する。

(会費の上限額等)

第8条 前2条の規定に基づき計算された均等会費及び変動会費の合計額が正会員会費総額の10%を超えることとなる正会員の会費は、正会員会費総額の10%の額とする。この場合、当該正会員の変動会費は、正会員会費総額の10%の額から第6条に定める均等会費を控除した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合において、当該正会員以外の正会員の変動会費は、変動会費総額から前項の規定により計算した額を控除した額を基準として、前条第1項に定める方法により再計算するものとする。

(新規入会の正会員の会費の特例)

第9条 新規入会の正会員（正会員と合併し、又は正会員からその営業の殆どを譲り受けた会社が、新たに本会に入会する場合を除く。以下「新規入会正会員」という。）の会費は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度について、当該各号に定める額とする。

(1) 入会日の属する事業年度 次の各号に掲げる均等会費及び変動会費の合計額を当該入会日から当該事業年度末までの日数に応じて日割りにより計算した額

イ 第6条第1項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

ロ 第7条第1項に規定する当該事業年度の変動会費総額に、当該事業年度の変動会費の計算の基礎となった純資産総額等の総額に対する当該新規入会正会員の入会日に属する月の月末の純資産総額等のシェアを乗じて得た変動会費

(2) 入会日の属する事業年度の翌事業年度 次の各号に掲げる均等会費及び変動会費の合計額

イ 第6条第1項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

ロ 第7条の規定に基づき算出された当該事業年度の変動会費

(合併会社等の会費)

第10条 正会員において合併等の事由が生じた場合の当該事業年度の会費については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 正会員が他の正会員と合併し、又は他の正会員の営業の殆どを譲り受けた場合 被合併会社又は営業の殆どを譲渡した他の正会員の当該事業年度の会費（未納となっている額に限る。）は、存続する正会員が負担するものとする。

(2) 正会員と合併し、又は正会員から営業の殆どを譲り受けたことに伴い、新たに本会に正会員として入会する場合 合併する正会員又は営業の殆どを譲り渡した正会員の当該事業年度の会費（未納となっている額に限る。）は、新たに入会する正会員が負担するものとする。

(賛助会員の会費)

第11条 定款第11条第2項で定める賛助会員の会費の額は、年50万円とする。

2 新たに入会した賛助会員の入会日の属する事業年度の会費の額は、50万円を当該入会日から当該事業年度末までの日数に応じて、日割りにより計算した額とする。

(会費の納入方法)

第12条 本会は、毎事業年度において、次の各号に定めるところにより、正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）に当該事業年度の会費を請求するものとし、会員は本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

(1) 正会員の当該事業年度の会費は、原則として4回に分割し、4月、7月、10月及び1月に請求するものとする。この場合、4月（第一回目）の請求額は、原則として直前事業年度の1月（第四回目）の会費請求額（直前事業年度の新規入会正会員であって、1月（第四回目）の請求対象になっていない正会員の場合は当該直前事業年度に係る会費請求額とする。）と同額とし、7月、10月及び1月の請求額は、当該事業年度の会費（年間負担額）から4月（第

一回目)の請求額を控除した額を3回に分割して、それぞれ請求するものとする。

なお、当該事業年度の会費について、あらかじめ正会員から一括納入の申し出があった場合には、本会は、当該正会員に対し、原則として当該事業年度の会費(年間負担額)から4月(第一回目)の請求額を控除した額を7月に一括して請求するものとする。

(2) 賛助会員の当該事業年度の会費は、原則として4月に一括して請求するものとする。

2 本会は、新規入会正会員及び新規入会賛助会員に対し、次の各号に定めるところにより、入会日の属する当該事業年度の会費を請求するものとし、当該会員は本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

(1) 新規入会正会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月以降の第1項第1号に定める月に請求するものとする。

ただし、当該事業年度の会費について、あらかじめ当該正会員から一括納入の申し出があった場合には、本会は、当該正会員に対し原則として第一回目の請求時に一括して請求するものとする。

(2) 新規入会賛助会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月に一括して請求するものとする。

(退会する会員の会費の取扱い)

第13条 本会を退会することが予定されている会員の会費の取扱いについては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 今後当該事業年度の会費の全部又は一部を請求する場合 当該事業年度の期首から退会予定日までの日数に応じて日割りにより計算した額(既納の会費がある場合には、当該既納額を控除した額)を請求する。

(2) 既に納入されている当該事業年度の会費が、当該事業年度の期首から退会予定日までの間の日数に応じ日割りにより計算した額を超えている場合 当該超過額を返還する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。ただし、施行日の属する事業年度が改正前の定款第37条に定める期間内の日(同条に定める期初の日を除く。)を期初とする場合の会費については、前事業年度の期初から当該事業年度の期末までを一事業年度とみなして従前の例により算定した額とする。

2. 「定款の規定に基づく総会決議(平成10年11月27日制定)」は、整備法第121条第1項にお

いて読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日をもって廃止する。

* 平成 24 年 6 月 14 日改正により当該附則を改正

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 25 年 1 月 4 日）から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。ただし、施行日の属する事業年度が改正前の第 6 条に定める期間内の日を期初とする場合の会費については、本会は、改正後の第 6 条で計算した正会員の会費から第 1 回目で納入した会費（従前の例により算定した会費の 4 分の 1 に相当する額）を差し引いた会費を 3 回に分割し、原則として、当該事業年度の 8 月、11 月及び 2 月に請求するものとし、正会員は、本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

附 則

1. この改正は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。
2. 施行日の属する事業年度における改正後の第 12 条第 1 項に定める会費の納入方法の適用については、以下によるものとする。
 - (1) 正会員会費については、当該改正条項に基づき、原則として、当該事業年度の 7 月、10 月及び 1 月に請求するものとし、当該正会員は、本会の請求に基づき会費を納入するものとする。
 - (2) 賛助会員会費については、施行日現在で当該事業年度の会費未納額がある場合には、原則として、当該事業年度の 7 月に一括請求するものとし、当該賛助会員は、本会の請求に基づき会費を納入するものとする。